

旭川ジャンプ少年団規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このスポーツ少年団は、旭川ジャンプ少年団という。

(所在地)

第2条 この少年団の所在地を、代表宅に置く。

(目的)

第3条 この少年団は、スキーを中心とする各種スポーツを通じ、青少年の心身の健全な育成に資することを目的とし、以下のような活動を行う。

- (1) 各スポーツ種目による指導・支援
- (2) 各種スキー大会への参加
- (3) 卒団式の開催
- (4) 他団体との交歓交流活動
- (5) レクリエーション活動
- (6) その他本少年団の目的達成に必要な活動

2 この少年団は、人間形成の場としての役割も努め、以下のような団員の育成に努める。

1. 礼儀がしっかりと出来る
2. 感謝の気持ちをいつでももっている
3. 自分の事だけでなく、人のことも考えられる
4. 競技・人生の目標設定ができる
5. 社会に出て必要(信頼)とされる人間へ

第2章 団員

(構成)

第4条 この少年団は、団員、団員の保護者(以下、保護者という。)代表・コーチ等の指導者(以下、指導者という。)及び本団の趣旨に賛同した者をもって構成する。

(団員資格)

第5条 この少年団に加入する資格は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(以下、スポーツ保険という。)に加入できる旭川市近隣に在住する小中学生であって本団の活動趣旨及び本規約に賛同する保護者の同意が得られた児童・生徒とする。

2 この少年団は、目的や危険性を理解し、入団を希望する、小学1年生から中学3年生が対象となる。就学前児童にあたっては、指導者が適当と認めた場合に限り入団を許可する。

3 団員は、本団活動を通じ、お互いの親睦を図るとともに、本団の名誉を汚すことのないよう、立派な人間性と礼儀を重んじなければならない。

(入退団等の手続)

第6条 この少年団への入団は、様式1による入団申込書を提出してこれを行う。なお、入団にあたっては、入団費3,000円を同時に納入するものとする。

2 この少年団を退団するときは、様式2による退団届をあらかじめ提出するものとする。

3 団員または、保護者が次の各号に該当する場合は、第3章に定める幹部役員協議により、退団処分を求める場合がある。

- ・学校の成績が低下したとき
- ・学校の宿題をやらないとき
- ・連絡無く本団活動を休んだとき
- ・挨拶・返事等、正しい礼儀を守らないとき
- ・指導者の指示や方針にしたがえないとき
- ・著しくチームの和を乱したとき

第3章 役員

(役員構成)

第7条 この少年団に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名 ※通年として監督が兼任
- (2) 副代表 若干名 ※通年として保護者代表が兼任
- (3) 監督 1名
- (4) コーチ 若干名
- (5) 保護者代表 1名 (育成会代表)
- (6) 保護者副代表 1名 (育成会副会長)
- (7) 事務局 1名 (会計・保険・広報)
- (8) 監査 1名
- (9) 幹事 1名
- (10) 監査 若干名
- (11) その他、必要と思われる担当役員

2 前項(1)から第(6)までに定める代表、副代表、監督、コーチ、保護者代表及び副代表を幹部役員という。

(役員選任)

代表、副代表、監督、コーチ、監査及び顧問は、現行の幹部役員協議により指名し、本人の了解が得られた場合、総会の承認をもって選任する。

2 前条第1項第5号から第10号及び第13号に定める保護者代表、保護者副代表、事務局、会計、保険及びその他必要と思われる担当役員は、立候補または各保護者の互選により指名し、本人の了解が得られた場合、総会の承認をもって選任する。

(役員の仕事)

第8条各役員の仕事は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 代表は、本団を代表し、団務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監督は、コーチとともに団員を指導するとともに、指導方針および試合運営における専権を持ち、チーム活動の最終判断を行う。
- (4) コーチは、監督を補佐し、選手を指導するとともに、チーム目標達成のため意見具申を行う。また、監督不在のときは監督代行を務める。
- (5) 保護者代表は、育成会の会長として、保護者活動を統括するとともに、指導者と各保護者間の意思疎通を図り、健全なチーム運営を支える。
- (6) 保護者副代表は、育成会の副会長として、保護者代表を補佐し、保護者代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- (7) 事務局は、会計・保険・広報を担当する。
 - ・会計は第5章で定める会費を徴収し、本団の活動に必要な一切の収入支出を管理する。また、本団の備品・消耗品・食料品等の物品在庫を管理するとともに、必要に応じ、幹部役員の協議による命を受けて、新たな物品等の購入にあたる。
 - ・保険は、スポーツ保険の加入及び保険支払対象案件に係る一切の事務を担当する。
 - ・広報は、旭川ジャンプ少年団 HP 更新等を担当する。
- (8) 幹事は、活動場所となる体育館・スキー施設等の使用申請及び毎月活動予定表の作成を主に担当する。ほか、必要に応じ、その他役員の補佐を行う。
- (9) 監査は、会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、当年度定期総会から次年度定期総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

第4章 保護者

(保護者の活動)

第10条 保護者は、団員の健全な育成のため、育成会を構成することとし、活動を支援するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ジャンプ台整備のための協力
- (2) 活動場所が遠隔地となる場合の往復交通支援（車移動等）
- (3) その他、第3条の活動を円滑に進めるために必要な事項
（保護者の権限・心得え）

第11条 保護者は、練習方法等の指導方針及び選手起用等の試合運営について、その一切の権限を、指導者に一任するものとする。

2 保護者は、スポーツにおける事故・ケガ等が起こりえることを前提とし、そのことを承諾しなければならない。

第5章 会計

（会計）

第12条 この少年団の会計は、団員保護者の納める会費、寄附金、補助金、その他の収入によって構成する。

（会費）

第13条 この少年団の入団費は、3000円とする

第14条 この少年団の年団費は、次のとおりとする。

- (1) 一律 2000円（スポーツ保険加入料・諸費）
- (2) 団費のほかに発生する費用は、別途納入するものとする。

（会計年度）

第15条 この少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 規約改正等

（規約の改正）

第16条 この規約を改正しようとするときは、総会において承認を得なければならない。

（その他）

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、幹部役員において協議の上、その都度定める。

附 則

この規約は、平成27年11月1日から施行する。

少年団安全対策

旭川ジャンプ少年団安全対策要綱

要項の趣旨

スポーツ少年団活動は、心身共に健全な少年を育成する極めて大切な活動であります。しかも、その活動は、多くのボランティアの方々による熱意ある指導によって期待できるものであります。

そしてまた、それら少年達が活動する周辺には、いかなる万全を期してもなお不慮の事故が起こる場合があります。そのため、指導者は勿論のこと、保護者及び少年達が心得るべき必要最小限の安全対策要項を定め、少年団はこれを基盤として、さらに具体的な基準を設け、スポーツに通じ少年達が健全に育成されることを願うものであります。

1. ジャンプ少年団または指導者が負うべき責任の範囲は、原則として指定された会場の施設内とすべきこと。ただし、指導者の引率により、少年団団体の行事として集団内に行動する場合を除く。
2. 団の活動に参加する団員が、活動の場と自宅を往復する道路は、保護者と協議の上、予めこれを指定すること。
3. 前項の往復について、集団若しくは夜間における小学校3年生以下の単独の時は、指導者または保護者（準ずる者）1人が引率することを原則とする。
4. 自転車の利用は原則として保護者の許可を得た高学年（4年生以上）のみとし、低学年（3年生以下）の利用は、保護者の付き添いがある場合に許可するものとする。
5. 前項に定める自転車利用者が、主要幹線道路を横断するときは、必ず下車して渡ることを徹底すること。
6. 練習場の設営及び撤去については、当日の責任者を必ず定め、その指導に基づいて行うこと。
7. 安全かつ軽量なものを除き、用具の移動または運搬に団員を従事させるときは、必ず1名以上の指導者の指導および補助をさせること。
8. 準備運動は、これを必ず励行し、習慣をつけさせること。
9. スポーツ傷害保険の加入は、すべての団員・指導者に義務づけること。
10. 入会申込書には、不慮の事故・災害の場合、スポーツ傷害保険に基づく補償の限度を越えて苦情を申し出ないことを付記しておくこと。
11. 救急箱は必ず用意しておくものとし、万一事故発生の場合の措置については、予めこれを定めておくこと。
12. 施設および用具は、常にこれを点検し、機能保持につとめること。